

○大府市都市基準点管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市が設置した都市基準点（以下「基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「基準点」とは、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき本市が設置し、国土調査法（昭和26年法律第180号）による国土調査の成果の認証に準ずる指定を受けた一級基準点の図根点標石をいう。

(管理)

第3条 基準点の管理保全の主管課は、都市整備部建設総務課（以下「担当課」という。）とする。

(使用の届出)

第4条 基準点を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ市長の使用承認を受けるものとし、使用後にはその結果を報告しなければならない。

(工事施行の届出)

第5条 基準点の附近でその効用を害するおそれのある工事等を施行しようとする者（以下「工事施行者」という。）は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。この場合、効用を害するおそれのある工事等とは、別に定める工事等をいう。

(効用阻害の確認)

第6条 工事施行者は、前条に定める工事等が基準点の効用に害を及ぼさなかったかを確認するため当該工事等の施行前と施行後に当該基準点を測量し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 前項の基準点の測量方法及び効用阻害の可否の判定基準等は、別に定める。

3 第1項の効用の確認のための測量は、測量士又は測量士補の資格を有し経験のある者に行わせなければならない。

(一時撤去又は移転)

第7条 工事施行者は、第5条に定める工事等により基準点を一時撤去し、又は移転する必要が生じたときには、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 基準点の設置されている土地の所有者若しくは占有者又は建物若しくは構造物の所有者（市の所有又は管理に係るものにあつては、それを所管する担当部局）（以下「土地所有者等」という。）の都合により基準点を一時撤去し、又は移転する必要が生じたときには、土地所有者等はあらかじめ担当課と協議しなければならない。

(原状回復)

第8条 工事施行者は、第6条及び前条第1項の規定により基準点の効用を阻害したとき、又は一時撤去したときは、別に定める測量基準により原状に機能を回復しなければならない。

2 工事施行者又は工事施行者以外の者（以下「事故原因者」という。）が、故意又は過失

により基準点を滅失又は損壊したときは、前項の規定を準用する。

3 前2項の場合において、原状回復が困難なときは、移転の方法によることができる。

(一時撤去、移転及び原状回復の施行)

第9条 前2条の規定による基準点の一時撤去、移転及び原状回復は、別に定める基準により測量業務の資格を有する業者に施行させなければならない。

2 前項の測量業者は、基準点作業の経験を有する者でなければならない。

3 前条第1項及び第2項の場合において、工事施行者又は事故原因者が市長であるときは、工事施行課又は事故原因課は、基準点の原状回復又は移転による機能回復の業務を担当課に委託することができる。

(費用負担)

第10条 第5条の工事等を行う際の基準点の保全に要する費用、第6条の規定による効用確認のための測量に要する費用及び第8条第1項の規定による機能回復に要する費用は工事施行者が、第8条第2項の事故原因者が行う機能回復に要する費用は事故原因者がそれぞれ負担する。

2 第7条第2項の規定に基づき土地所有者等から基準点の一時撤去又は移転の協議が行われ、市長が認めた場合には、この機能回復後に要する費用は担当課が負担することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。